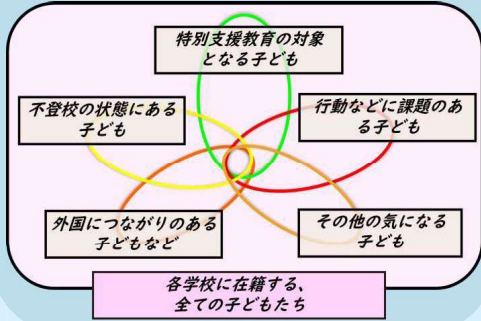


「支援教育リーフレット」は、全ての教員の支援教育の専門性向上を目指し、総合教育センターが発行するリーフレットです。

神奈川県が取り組んでいる支援教育は下の図のように全ての子どもの教育的ニーズを対象にしています。Vol.3-IIは、「一人ひとりのニーズに応える視点を広げる」をテーマとしています。

神奈川の支援教育



「支援教育リーフレット」活用の方法

☆小・中・高等学校等の先生は支援教育への入口としてご活用ください。

このリーフレットは、支援教育に関する基礎的な内容をできるだけコンパクトにまとめています。目の前の気になる子どもたちを、どう支援していけば良いだろう?という時に開いてみてください。

☆特別支援学校の先生は、地域の学校等での研修や情報提供等を行う際にご活用ください。

センター的機能の一環として、小・中・高等学校等より研修依頼等を受けた際の導入資料や情報提供資料としてご活用ください。

オーダーに応じて、リーフレットの内容を発展させたり、ワークシートは、研修を展開していく際の「ツール」として、ご活用ください。関連情報リストを検索し、事前準備にもお役立てください。



一人ひとりのニーズに応える
視点を広げる



「関連情報リスト」詳しい情報はこちら! ※キーワード検索はキーワードをのせています



キーワード検索はこちら!

文科省 共生社会

文科省 障害のある子供の教育支援の手引き

文科省 特別な教育的支援

NISE インクルDB

文科省 合理的配慮の例

神奈川県立総合教育センター 教育のユニバーサルデザイン

関連書籍はこちら!

『通常学級のユニバーサルデザイン スタートダッシュQ&A55』阿部利彦 東洋館出版社

『高等学校学習指導要領(平成30年告示)解説【国語編】』文部科学省 東洋館出版社

参考文献等

- ・文部科学省 ウェブページ>トップ>政策・審議会>審議会情報>中央教育審議会>初等中等教育分科会>資料1 特別支援教育の在り方に関する特別委員会報告 1 | > 1. 共生社会の形成に向けて
- ・文部科学省 ウェブページ>トップ>政策・審議会>審議会情報>中央教育審議会>初等中等教育分科会>資料1 特別支援教育の在り方に関する特別委員会報告 1 | > 3. 障害のある子どもが十分に教育を受けられるための合理的配慮及びその基礎となる環境整備
- ・文部科学省 ウェブページ>トップ>政策・審議会>審議会情報>中央教育審議会>初等中等教育分科会>特別支援教育の在り方に関する特別委員会>特別支援教育の在り方に関する特別委員会(第3回) 配付資料>資料3:合理的配慮について>別紙2「合理的配慮」の例
- ・文部科学省 ウェブページ>トップ>会見・報道・お知らせ>報道発表>令和4年度 報道発表>通常の学級に在籍する特別な教育的支援を必要とする児童生徒に関する調査結果(令和4年)について
- ・文部科学省 ウェブページ>トップ>教育>特別支援教育>特別支援教育について>障害のある子供の教育支援の手引き~子ども一人一人の教育的ニーズを踏まえた学びの充実に向けて~
- ・文部科学省 ウェブページ>トップ>教育>小学校、中学校、高等学校>学習指導要領「生きる力」>平成29・30・31年改訂学習指導要領(本文、解説)
- ・授業のユニバーサルデザイン研究会 桂聖ほか 2014『授業のユニバーサルデザイン Vol.1.7』東洋館出版社
- ・阿部利彦ほか 2017『通常学級のユニバーサルデザイン スタートダッシュQ&A55』東洋館出版社
- ・神奈川県立総合教育センター 2018『教育のユニバーサルデザイン~小中一貫(小中連携)の視点から~』
- ・神奈川県立総合教育センター 2022『子ども一人ひとりの成長を支える 特別支援学校新任担当教員 サポートブック』(冊子)
- ・神奈川県立総合教育センター 2022『教育相談コーディネーターハンドブック』(冊子)

神奈川県立総合教育センターの冊子等は
神奈川県立総合教育センターウェブページ
よりダウンロードできます。



神奈川県立総合教育センター

<https://www.pen-kanagawa.ed.jp/edu-ctr/>

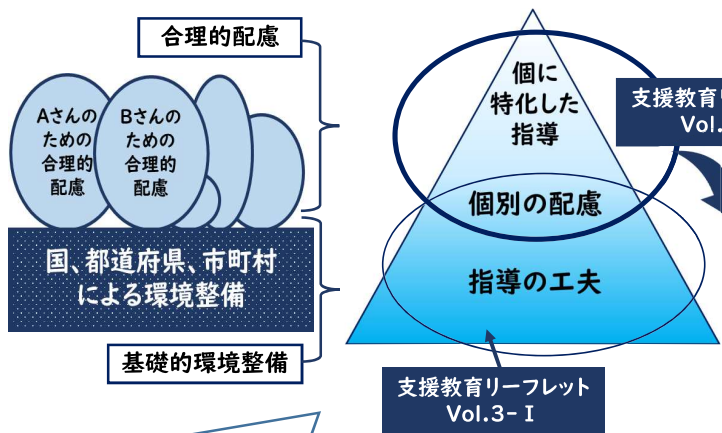
※このリーフレットは、当センターの「特別支援教育の専門性向上に関する研究」の成果物として発行するものです。



一人ひとりのニーズに応える視点を広げる → → → 考えたことを共有してみよう！

三段構えで考える！

「通常の学級に在籍する特別な教育的支援を必要とする児童・生徒に関する調査結果」(2022,文科省)では、「学習面又は行動面で著しい困難を示す」とされた児童生徒数の割合が、小・中学校においては推定値8.8%(高等学校の推定値は2.2%)であることが示されました。教室にいる子どもたち一人ひとりには、様々な教育的ニーズがあります。支援教育リーフレットVol.3-Iでは「教育のユニバーサルデザインの視点を広げる」をテーマに、すべての子どもたちがわかる!できる!ための基盤となる部分について取り上げました。しかし、基盤となる部分のみの工夫では、不足している視点があります。Vol.3-IIでは、「三段構えの指導」の考え方をもとに、「個別の配慮」や「個に特化した指導」についての視点を広げ、すべての子どもたちのわかる!できる!の実現に向けた指導や支援の工夫について考えます。



「個別の配慮」「個に特化した指導」は、個別のニーズに応えるという点で、「合理的配慮」の視点と考えることができます。「指導の工夫」は、その基盤や土台となる部分を整えるという点で、「基礎的環境整備」の視点と考えることができます。

基礎的環境整備と合理的配慮

【合理的配慮と基礎的環境整備】
「合理的配慮」とは、「障害のある子どもが、他の子どもと平等に「教育を受ける権利」を享有・行使することを確保するために、学校の設置者及び学校が必要かつ適当な変更・調整を行うこと」とされており、合理的配慮の基礎となる環境整備を「基礎的環境整備」と呼んでいます。(文部科学省ウェブページより一部抜粋)

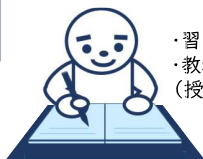
神奈川県では、障がいの有無にかかわらず子どもたちの多様な教育的ニーズに適切に対応することを目指した「支援教育」を教育理念とし、すべての子どもたちを対象としています。

すべての子どもがわかる!できる!ためには、一人ひとりの学びの困難さやつまずき、教育的ニーズに応じた適切な指導や支援を行うことが大切です。

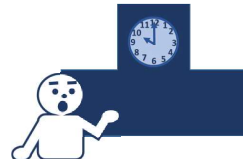
また、本人や保護者と一緒に考え、合意形成を図り、適時見直しを行いながら進めることも大切です。

「個に特化した指導」の例

○授業時間内や学級の中で指導の工夫や個別の配慮を行っても、学習等に困難が見られる場合に行う指導や支援。



・習熟のための時間の設定
・教科の補充指導(授業時間以外)



・通級による指導
各教科等の大部分の授業を通常の学級で行いながら、一部の授業について障がいの状態等に応じた特別の指導を特別の場で行う。

「個別の配慮」の例

○全員に向けた指導の工夫を行っても、学習等につまずきが見られる児童・生徒に向けて、授業や学級の中で行う一人ひとりの教育的ニーズに応じた個別の配慮。

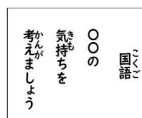
見えにくさ等への配慮の例

拡大コピーや色の調整

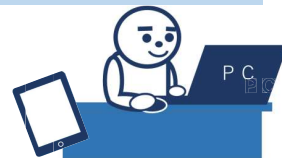


タブレット端末を使った画面拡大

読み書き計算等の困難さ等への配慮の例



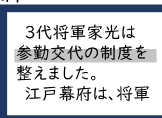
読み仮名を付ける、体裁を整えるなどのプリントの工夫



パソコン、タブレット端末等代替手段の活用

聞こえにくさ等への配慮の例

音声文字変換システムなどによる情報保障



大型テレビ等を活用し、教科書の音読箇所を明示

注意や集中等の困難さ等への配慮の例



情報や予定を確認できるメモ



授業の導入で好きなものと関連付けることで、興味関心を持って本題に入れるよう工夫する

各教科等における配慮

☆小・中学校学習指導要領(平成29年告示)解説及び高等学校学習指導要領(平成30年告示)解説には各教科ごとに配慮の例が示されています。

【高等学校学習指導要領解説 国語編 P.278より一部抜粋】
・声を出して発表することに困難がある場合や人前で話すことへの不安を抱いている場合には、紙やホワイトボードに書いたものを提示したりICT機器を活用したりして発表するなど、多様な表現方法が選択できるように工夫し、自分の考えを表すことに対する自信がもてるような配慮をする。

一人で悩まない！

学級の中で、つまずきや学びの困難さのある子どもたちを支えるためには、担任や授業をする教員が、一人で抱え込まず、子どもたちに関わる人たちがチームとなって、具体的な指導や支援を考えていくことが大切です。

